



基勞補発第0127001号

平成18年1月27日

社団法人日本医師会

常任理事 土屋 隆 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

障害等級認定基準及びアフターケア実施要領の一部改正について

日頃から労災補償行政の推進に格段のご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準については、今日における医学的知見等の進展に適合しない部分も見られたことなどから必要な改正を行い、また、この改正に伴い当該認定基準の対象傷病に係るアフターケアの見直しを行ったところです。

つきましては、障害等級認定基準及びアフターケア実施要領の一部改正について、別添のとおり都道府県労働局長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について特段のご配慮をお願いします。